

西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

危険物安全輸送に係る情報通知のご協力のお願い

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019年4月1日の商法改正に伴い、改正商法第572条に荷送人の危険物通知義務が新設されました。それに伴いまして。弊社はお客様よりお預かりする貨物につきまして、危険物の該非の判定、詳細及びその他安全輸送に必要な情報をご依頼時毎に通知頂いております。ご協力お礼申し上げます。

輸送上の法令遵守及び安全確保のためにも、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

2022 年 第63版 危険物規則書リチウム電池の改定につきまして

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2022年1月1日発効の第63版 危険物規則書(DGR)の改定の中に"リチウム電池に関する"改定が御座います。

DGR 1.6.1 『Section II のリチウム電池の輸送のための適切な指示』から PI965/PI968 の Section II が削除となりました。

これに伴い、PI965/PI968 の Section II の削除に関連する危険物規則書記載も削除および変更となっております。

また、これらの PI965/PI968 の Section II の削除に関連する部分につきましては経過措置として 2022 年 3 月 31 日までは 2021 年 第 62 版 危険物規則書が継続して使用できますが、弊社におきましては、2022 年 3 月 31 日までに仕向地に到着する便をもって、PI965/PI968 の Section II の適用を終了とさせていただいます。なお、各航空会社独自の規定により、3 月 31 日までの経過措置期間を待たずに終了した場合は、その規定通りの対応となります。

お客様にも PI965/PI968 Section II の削除に関するご理解とご協力を賜りたく宜しくお願いします。

ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問合せ頂けますようお願いします。

宜しくお願い申し上げます。



西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

危険物輸送に係る使用容器の情報提供ご協力のお願い

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019年4月1日に施行されております改正商法につきまして、危険物輸送に関する荷送人の通知が義務化されて以降、弊社でもお客様のご協力を頂きながら安全な輸送に努めております。ご理解とご協力に深くお礼申し上げます。

適合した危険物輸送の容器(国連規格(UN)容器)は多くの種類が存在しており、危険物により手配の方法が異なります。規定に則し正しく手配を進めるために容器情報の確認が必要です。

弊社では認定機関が発行した容器証明を確認資料として利用をしておりますので、 出荷のご依頼時には容器証明のご提出をお願いします。

また、航空会社より容器証明の提出を要請される場合がございます。 事前にご準備頂くことで、提出を要請された場合でも迅速な対応が可能となり、 航空便への搭載も滞りなく進みますので、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問合せ頂けますようお願いします。

引き続き安全輸送へのご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

最新版 SDS(Safety Data Sheet)ご提供についてのお願い

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019年4月1日の商法改正に伴い、改正商法第572条に荷送人の危険物通知義務新設以降、弊社はお客様よりお預かりする貨物につきまして、危険物の該非の判定、詳細及びその他安全輸送に必要な情報をご依頼時毎に通知いただいております。日頃のご協力お礼申し上げます。

中でも SDS(Safety Data Sheet)は常に最新版で輸送上、普通品か危険品かの確認を行なう必要がございます。現行ご依頼頂いている貨物でも SDS が更新された際には、速やかに弊社へご提供頂きますよう改めてお願い申し上げます。

特に従来、普通品として輸送手配をしていたものが、輸送上において普通品から危険品に変更になった場合は、輸送手配が変更となりますので即時に弊社に通知頂く必要がございます。

輸送上の法令遵守及び安全確保のためにも、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具



西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

データロガーなどの電子機器類同梱通知のお願い

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

貨物の輸送中の温度管理及び衝撃記録のために、貨物にデータロガーや衝撃記録計などの電子機器を同梱される場合には、必ず事前にその旨をご通知頂きたくご協力をお願い申し上げます。

各航空会社で搭載可能な電子機器が異なります。事前にご通知を頂くことで航空機への搭載の可否や必要な手続きを確認致します。電子機器に使用されている電池の種類によっては、航空輸送上の危険物として、航空会社への申告や貨物外装へのラベリングなどが必要な場合が御座います。

電子機器により、航空機の計器類に重大な影響を及ぼす可能性が御座います。 輸送上の法令遵守及び安全確保のためにも、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお 願い申し上げます。

敬具